

「動力プレス機械構造規格」及び「プレス機械又はシャーの安全装置構造規格」の見直しに係る意見聴取について

技術の進展による新たな種類の動力プレス、プレス機械又はシャーの安全装置への対応、国際的な規格との整合性を確保する観点から「動力プレス機械構造規格」（昭和52年労働省告示第116号）及び「プレス機械又はシャーの安全装置構造規格」（昭和53年労働省告示第102号）を改正するに当たり、「規格・基準の制定又は改正に係る透明性の確保に関する指針」（昭和60年9月30日アクション・プログラム実行推進委員会）に基づき、下記のとおり外国関係者の意見陳述の機会を設けることとしていますので、意見陳述を希望される方は、下記の要領により申し出てください。

記

1 意見陳述予定日時

平成20年9月26日(金) 14時00分から

2 意見陳述を行うことができる外国関係者

動力プレス又はプレス機械若しくはシャーの安

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
全装置の製造、輸入、販売等に関係する方で、外国籍を有する方又は日本国籍を有する方で外資系企業に勤務する方等

3 意見陳述の方法

厚生労働省の担当職員に対し、日本語で行うものとします。

4 意見陳述のために必要な手続き

意見陳述を希望する方は、住所、氏名、電話番号、所属及び意見の概要について、日本語で記載した文書を平成20年9月24日までに5の担当窓口あて提出してください。

5 担当窓口

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

所在地：〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

電話番号：03-5253-1111（内線5504）

6 その他

意見陳述を行うための費用は、全て意見陳述人の負担とします。